

75 農業農村整備事業（公共）

【復旧・復興対策分 25, 540 百万円】

【うち復興庁計上分 9, 891 百万円】

対策のポイント

被災地の農業再生に向けた農業水利施設の整備等を実施します。また、震災の教訓を踏まえ、農業水利施設の耐震化対策等の全国対策を実施します。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」では、地震によって損壊のおそれのある農業水利施設の整備等を実施することで、「震災に強い農林水産インフラの構築」を推進するとされたところです。
- ・我が国の優良な農業地帯を襲った東日本大震災では、農業水利施設等が損壊し、農業用水の通水停止による営農被害に加え、周辺施設等へ2次被害を及ぼすなどの深刻かつ甚大な被害が発生しました。
- ・現在、被災地の農業再生に向けた災害復旧工事等の取組を実施しているところですが、今なお活発な余震活動が続いており、これによって農業水利施設が損壊することで復興の妨げとなるおそれがあります。
- ・また、戦後建設が行われてきた農業水利施設の中には、必要な耐震性を有しておらず、大規模地震により損壊した場合、農業被害だけでなく周辺の公共施設等に被害を及ぼすおそれがあり、早急な対策が必要となっています。

政策目標

地震により損壊のおそれのある農業水利施設等の改修・整備を重点的に推進

<主な内容>

1. 余震により損壊のおそれのある農業水利施設の整備（被災地対策）
被災農地に農業用水を安定的に供給する農業水利施設のうち、余震により損壊のおそれがある施設の改修・整備を実施します。
2. 地震により損壊のおそれのある施設の整備等を実施（全国防災対策）
老朽化等が進行し、地震により損壊した場合、第三者に二次被害を及ぼすおそれのある農業水利施設の改修・整備等を実施します。

国営かんがい排水事業	17, 182 百万円
国営総合農地防災事業	1, 500 百万円
国庫負担率：2／3等	
事業実施主体：国	
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業	615 百万円
地すべり対策事業	990 百万円
震災対策農業水利施設整備事業	375 百万円
補助率：1／2等	
事業実施主体：都道府県、市町村、事業指定法人	

お問い合わせ先：	
農村振興局水資源課	(03-3502-6232 (直))
農村振興局農地資源課	(03-3502-6256 (直))
農村振興局防災課	(03-3502-6361 (直))